

## 加入プランと保険金額

プラン	A (~50m <sup>2</sup> )	B (~100m <sup>2</sup> )	C (~200m <sup>2</sup> )	D (~500m <sup>2</sup> )
設備・什器等保険金	300万円	500万円	700万円	1,000万円
借家人賠償責任保険金	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
施設賠償責任保険金	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

※面積は目安です。

## 保険料

- 建物構造（非木造/木造）の区別はありません。
- 保険期間は1年と2年のみ。

業種	保険期間	A	B	C	D
事務所・小売店	1年	11,900円	14,600円	17,400円	21,500円
	2年	21,200円	26,100円	31,100円	38,500円
飲食店	1年	44,500円	54,000円	63,600円	77,900円
	2年	86,300円	104,800円	123,400円	151,200円

## 保険期間

保険期間は1年間または2年間です。実際にご契約いただく保険期間については申込書にてご確認ください。

## ご契約に当たっての注意事項

### 【「事務所」には、以下の業種・用途を含みます。】

理容業、美容業、病院、診療所、土木建設業、各種学校、物品賃貸業、写真業、寄宿舎・寮、倉庫

### 【ご加入いただくことのできない業種・用途】

製造業（工場、作業所）、クリーニング店、自動車・自動二輪車・自転車販売店、保育所、託児所、医薬品、医薬用品（コンタクトレンズを含む）販売店、パチンコ店、火災類専門販売業、LPガス販売店、ガソリンスタンド、旅館、ホテル、風俗営業店

### 【経営が破綻した場合の取扱について】

当社が経営破綻した場合でも損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規程する補償対象契約に該当しません。

### 【保険金の削減払について】

当社は、大規模の損害等が発生し、その災害等によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと当社が認めた場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減してお支払いすることがあります。

### 【保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額等について】

当社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

### 【保険契約継続時の保険料の増額または保険金額の減額等について】

当社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

### 【事故が起こった時の手続きについて】

この保険で保障される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。事故が発生しても2年間保険金の請求がない場合、保険金の請求権は時効により消滅しますのでご注意ください。施設賠償責任および借家人賠償責任の賠償事故にかかわる示談交渉は必ず当社とご相談のうえおすすめてください。

※ご契約される前に必ず重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）をお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みくださいますようお願いいたします。

## ■事故が発生した場合は、事故センター

0120 FreeDial 0120-818-230

までご連絡ください。

- 万一、事故が発生した場合は、ただちに事故センターまでご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金が支払われない場合がございますのでご注意ください。
- 予め当社の承諾を得ず示談金や賠償金をお支払いになられた場合は、当該金額につき保険金の全額または一部をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
- 保険金のご請求に際しては、保険金請求書ならびに罹災証明書等、当社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、事故センターにご確認ください。

お問い合わせ先



エイ・ワン少額短期保険株式会社

〒541-0056

大阪府大阪市中央区久太郎町1丁目9番26号 船場ISビル902

TEL.06(4964)5519 FAX.06(4964)5518